



全国安全週間 準備期間が始まります

「**全国安全週間**」は、今年度で99回目を迎える職場内での安全意識の高揚を目的とした取り組みです。

今年も、7月1日から7日までを本期間、6月1日から30日までを準備期間として実施されます。

小諸労働基準監督署管内においては、墜落・転落の従来型の災害だけでなく、60歳以上の高齢労働者の増加等、職場で働く労働者の年齢や国籍、働き方も多様化するなかで、転倒や腰痛災害の増加が目立ちます。

下記の「**実施要綱**」等を参考に、各職場内で出来ることから一つずつ、労働災害防止対策を講じることで、職場内全員の安全意識を高め、労働災害の被災程度を少しでも減らし、安全に働ける職場を築いていきましょう。

——職場内の**安全パトロール**を実施しましょう。

職場内の使い慣れた機械や普段から行っている作業方法であっても、労働災害のリスクが潜んでいるかもしれません。

例えば、動力機械を使った作業であれば、機械を本来と異なる用途で使用していないか、機械にはさまれたり、巻き込まれないよう安全カバーや安全装置等が設けられ、これが有効な状態であるか、必要な検査や点検等を実施して必要な修理や補修をしているか、

令和8年度 スローガン
多様な人材 全員参加
みんなで育てる安全職場



機械の掃除、点検等を行う際は、機械の運転を停止してから行っているかといった視点で確認してみましょう。

——危ない！**ヒヤツ**とした経験はありませんか？

労働者に労働災害の一手手前のヒヤツとした出来事（ヒヤリ・ハット）があったか聞いてみるのも得策です。

パトロール中に見つけた不安全な箇所や行動、ヒヤリハット事例については、**リスクアセスメント**等を通じて、安全対策を講じ、安全教育を実施しましょう。

——管理者だけでなく、労働者の安全意識を高めましょう。

近年増加している転倒、腰痛災害を防止するには、日頃からの体調管理も肝要です。KY活動や安全衛生教育により、労働者一人ひとりが安全衛生生活に参加し、安全を意識できるようにしていきます。



令和8年度全国安全週間 実施要綱（抜粋）



【準備期間中、全国安全週間に実施する事項】

- 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全旗の掲揚、標語の掲示等を通じた自社の安全活動等の発信
- 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付等による家族への協力の呼びかけ
- 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

【全国安全週間後も継続して実施する事項】

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の策定と効果的な安全衛生教育の実施
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施
- 腰痛、転倒等労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高齢者（60歳以上の労働者）の労働災害防止対策
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 特定自主検査の実施
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策

労働保険の年度更新が始まります

令和8年度の労働保険年度更新期間

6月1日(月)から7月10日(金)

申告書は労働基準監督署への郵送、窓口での受付の他、電子申請でも受け付けております。



一定規模の法人は電子申請が義務化されます。

電子申請が義務付けられている事業場※には今年度から申告書の送付が無くなります。

※資本金が1億円を超える法人等

従来の申告書に代わり、電子申請に必要な情報を記載した通知が送付されます。

建設業で資材置場、土場を有する事業場の皆様へ

労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行う場合は、建設の現場の労災の他、事務所等の労災保険の成立が必要です。

- ①土場・資材置き場等での整理作業や所属事業場施設内での作業
- ②見積書作成のための取引先への現場状況確認
- ③事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④所属事業場の修繕作業

①～④の業務を行う場合は、事務所等の労災保険の成立が必要です。

Pick UP!

令和9年4月1日施行
「一般健康診断の法定項目が改正」

腎臓の健康状態を確認するため
血清クレアチニン検査が新たに追加
され、喀痰検査は廃止されます。

また、肝機能検査はAST・ALTな
どの名称に変わります。

健診機関との準備はお早めに!

- 血清クレアチニン検査が追加
- 喀痰検査の廃止
- 肝機能検査→AST・ALT等への
名称変更
- 健康診断結果報告書・健康診断
個人票等の様式変更

事業主の皆様におかれましては、まずは自
社の雇用状況をご確認いただき、必要に
応じてご対応をお願いいたします。ご不明な
点やご相談がございましたら、下記までお
問合せください。

このたび、令和8年7月より、民間企業に
おける**障害者の法定雇用率が2.7%へ引上
げ**られる予定です。あわせて、対象となる事業
所の範囲が**常時雇用する労働者数37.5人
以上**に変更されます。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰
もが職業を通じて社会参加できる「共生社
会」の実現に向け、すべての事業主には法定
雇用率以上の障害者を雇用する義務があり
ます。

障害者の
法定雇用率引上げ等について

【お問合せ先】

ハローワーク佐久 雇用指導官

電話:0267-62-8609(部門コード33#)

今月号 関連リンク



令和8年度全国安全週間
特設サイト
(中央労働災害防止協会)



労働保険年度更新に係
るお知らせ



「障害者の法定雇用率引
上げと支援策の強化につ
いて」

～編集後記～

大型連休が仕事だった方～大変お疲れ
様でした。休日だった方、気持ち切り替え、
徐々に仕事モードへ。

梅雨入り前で天候不順、その後の気温
上昇～熱中症防止。こまめな水分+塩分
補給で体調や気持ちの管理を万全にして
労災防止・被災程度減少へ。